

大阪市こどもの貧困対策推進計画素案からの変更点（案）

変更理由	項目数
1 データ等を最新の内容に更新	1
2 素案公表後の取組みや状況の変化に伴う変更	3 1
3 趣旨・内容について、より明確にするため表現等を変更	9
4 ほかの計画・指針との整合性	1
5 語句等の修正	8

1 データ等を最新の内容に更新

ページ	修正箇所	修正案等
第2章 計画の基本的な考え方		
4 計画の指標		
46 (45)	妊娠 11 週以内の妊娠届出率	・ 93.8% 93.9% (H28)

2 素案公表後の取組みや状況等の変化による変更

ページ	修正箇所	修正案等
第2章 計画の基本的な考え方		
3 施策体系		
42 43 (42)	施策3(3)社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します	・ 子どもや青少年が長時間過ごす学校において、支援が必要な子どもや家庭を発見し適切な支援につなぐ仕組みとして、 大阪市子どもサポートネット の構築を図ります。 ・ 43 ページに、大阪市子どもサポートネットの概念図を追加。
4 計画の指標		
46 (-)	指標の追加	・ 大阪市子どもサポートネットで支援につないだ割合 (現状値 -)
第3章 主な取組み		
施策1		
47 (46)	(1)すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります ア 幼児教育の普及「幼児教育の無償化の取組み」事業概要の修正	・ すべての子どもたちが安心して教育を受けることができるよう、4・5歳児にかかる幼児教育費(児童発達支援の利用者負担を含む)の無償化を実施しています。今後、国の動きを見ながらさらなる推進 動向を注視しながら今後の本市の対応 を検討します。
51 (-)	(3)進学や通学継続できるよう支援します エ 不登校児童・生徒支援の取組み 事業の追加	・ 登校・登園サポート事業(東淀川区役所) 家庭生活面の課題により継続した登校・登園ができない就学前児童、小学生の送迎支援を行うとともに、区の実情に適する支援のノウハウの蓄積や地域状況の分析を行い、登校・登園サポートに取り組む地域ボランティアを養成します。

ページ欄の、(数字)は素案の掲載ページ、(-)は素案には掲載されていないことを表しています。

ページ	修正箇所	修正案等
53 (51)	(4)多様な体験や学習の機会を提供します ア 学校における体験や学習機会の充実 「小中学校へのゲストティーチャー事業」 事業名、事業概要の修正	・ 小中学校へのゲストティーチャー 派遣 事業 小・中学生を対象に、ゲストティーチャーを派遣して「いのちと性」「 ストレスマネジメント教育 」「情報モラル教育」をテーマに教育を実施することで、さらなる自尊感情と人権意識の向上を図ることにより、「望まない妊娠」や10代の妊娠を防止するとともに、こどもの問題行動を抑制し心身の健やかな成長を促します。
53 (-)	(4)多様な体験や学習の機会を提供します イ 地域における体験や学習機会の充実 事業の追加	・ こども食堂における体験学習支援事業(住吉区役所) 区内のこども食堂において、体を動かすプログラムや手作りに挑戦するプログラム、外国文化に触れるプログラム等、こどもたちの体験を豊かにするプログラムを実施します。
施策2		
56 (54)	(1)子育て家庭における養育や教育を支援します ア 子育て支援の充実 「こにちは赤ちゃん訪問事業」 事業概要の修正	・ 地域から推薦され、東淀川区が実施する研修を受講した「赤ちゃん訪問員」が、生後 6か月 1年 までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立を防ぐために、子育て支援に関する情報提供を行い、不安や悩みを聞くとともに、適切なサービスに結びつけます。
56 (-)	(1)子育て家庭における養育や教育を支援します ア 子育て支援の充実 事業の追加	・ 養育支援訪問事業の拡充(住吉区役所) 養育支援訪問支援事業を、こどもが保育所に入る概ね1歳位まで拡充することで途切れなく支援を行い、貧困等から引き起こされる虐待や育児放棄等を予防し、こどもの健全な成長を支えます。
57 (-)	(1)子育て家庭における養育や教育を支援します ウ 家庭の教育力向上の取組み 事業の追加	・ 家庭・地域の教育力・子育て力向上事業(住吉区役所) 核家族化、少子化により、地域全体や個々の家庭での教育力、子育て力が低下している中、講演会や教室を実施することにより、地域全体でこれらの力を上げることにより児童虐待等を防止し、また、課題のあるこどもの保護者の子育て力等の向上を図ります。
58 (-)	(1)子育て家庭における養育や教育を支援します エ 食育の推進事業の追加	・ こどもの朝食欠食率改善推進事業(住吉区役所) 朝食を欠食するこどもの割合を減少させるため、関係協力機関と協働で、朝食欠食の原因となる課題改善につながる調理実習や学習事業を実施します。また、事業実施結果について学校・保護者・関係先等に周知、啓発を行い、対策を行うことで貧困の連鎖の解消にもつなげます。
60 (-)	(2)こどもや青少年、保護者の健康を守る取組みを推進します イ 母と子の健康を守る取組み 事業の追加	・ 新生児聴覚検査(こども青少年局) 聴覚障がいとは早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるため、聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るために、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施します。

ページ欄の、(数字)は素案の掲載ページ、(-)は素案には掲載されていないことを表しています。

ページ	修正箇所	修正案等
63 (-)	(2)こどもや青少年、保護者の健康を守る取組みを推進します ウ こどもや青少年の健康づくり 事業の追加	・ 小・中学校、市立高校における「性・生教育」の推進(教育委員会事務局) 小・中学校、市立高校の様々な教科・領域で実施している性教育等の指導を充実するとともに、指導に当たる教員に対する研修の充実を図ります。特に中学校段階において、全校各学年で年間3時限程度の「性・生教育」の授業を実施します。
63 (-)	(2)こどもや青少年、保護者の健康を守る取組みを推進します ウ こどもや青少年の健康づくり 事業の追加	・ 生きるチカラまなびサポート事業(生野区役所) 区内の小・中学校での「キャリア教育」や「性・生教育」を支援するサポーターの登録制度を区役所で構築し、授業の支援や教員・保護者の合同研修の講師として派遣を行います。
63 (-)	(2)こどもや青少年、保護者の健康を守る取組みを推進します ウ こどもや青少年の健康づくり 事業の追加	・ 命はぐくみ事業(住吉区役所) 各中学校が進める「性・生教育」授業を支援することによって、「自分と家族・社会との関係性や将来の生き方を考える」生徒が増加し、若年出産による貧困などのリスクを回避し、貧困の連鎖防止につなげます。
64 (61)	(3)家庭的な養育を推進します ア 里親支援の取組み「里親の研修・支援体制の充実」 事業概要の修正	・ 里親に対する研修の充実や里親からの相談、里親への助言・援助やレスパイトケア、サポート要員の派遣など、個々の里親家庭への総合的な支援を推進します。また、平成30年4月こども相談センター内に里親子包括支援室(仮称)を設置し、里親制度の普及から支援まで一貫した体制を整備します。
64 (62)	(3)家庭的な養育を推進します イ 児童養護施設等における取組み 「施設児童法外援護費」 事業名の変更	・ 施設児童法外援護費施設入所児童等処遇向上援護費
施策3		
66 (-)	(1)こどもや青少年、保護者のつながりを支援します ウ 相談や支援体制の充実 事業の追加	・ 高校中退者への支援策(こども青少年局・教育委員会事務局) 若者自立支援事業(コネクションズおおさか)と学校が連携し、既存の取組みを活用して、市立高校6校で出前セミナーを実施するとともに、市立高校全校を対象に、学校が若者自立支援事業による支援が必要と判断した生徒の個別支援を行うなど、支援の隙間に陥る可能性のある中途退学希望者や中途退学者への支援を充実します。

ページ	修正箇所	修正案等
68 (-)	(3)社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します 事業の追加	・ 大阪市こどもサポートネットの構築(区役所・こども青少年局・教育委員会事務局・福祉局) 支援の必要な子どもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要な子どもや世帯を学校園において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、こどもと子育て世帯を総合的に支援するネットワークを強化します。
68 (-)	(3)社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します 事業の追加	・ こども支援ネットワーク事業(こども青少年局) 地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、地域でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。
68 (-)	(3)社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します 事業の追加	・ 学習支援ボランティアへの教員採用試験における加点制度(教育委員会事務局) 学習支援を行うボランティア活動の場の充実と現場を知る教員の確保を図るため、一定の条件を満たす学習支援ボランティアを行った学生について、教員採用選考試験における加点を行います。
69 (-)	(3)社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します 事業の追加	・ 若年出産世帯の支援(子ども支援ワーカーの配置)(西淀川区役所) 区役所に配置するこどもの支援に関する専門的な知識を有する子ども支援ワーカーが、各地区の主任児童委員等と連携し、主任児童委員等が収集、把握する情報を集約・分析し、10代の妊婦や若年の保護者、こどもたちへの適切かつ有効な支援にあたります。
69 (-)	(3)社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します 事業の追加	・ 子どもの居場所ネットワーク事業(東住吉区役所) こどもたちが経済的な理由や家庭環境に左右されことなく健やかに育まれるために、こどもの居場所づくりに先駆的に取り組むNPO等と連携し、こどもの居場所の運営団体等の相互情報交換の場づくりや支援、育成に取り組み、ネットワークを構築します。
施策4		
70 (67)	(1)就業を支援します ア ひとり親家庭への支援 「ひとり親家庭自立支援給付金事業」 事業概要の修正	・ また、ひとり親家庭の親及び子に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助します。

ページ欄の、(数字)は素案の掲載ページ、(-)は素案には掲載されていないことを表しています。

ページ	修正箇所	修正案等
70 (-)	(1) 就業を支援します ア ひとり親家庭への支援 事業の追加	・ ひとり親家庭専門学校等受験対策事業(こども青少年局) 資格取得を目的とする養成機関への入学のサポートを必要とするひとり親家庭の親を対象に、予備校の費用を補助、又は受験対策の講座を開設します。
71 (67)	(1) 就業を支援します イ 生活保護受給者・生活困窮者への支援「生活困窮者自立支援事業(就労ファーストステップ事業)」事業名の修正	・ 生活困窮者自立支援事業(就労 ファーストステップ チャレンジ 事業)
72 (68)	(2) 施設退所者等の自立を支援します ア 児童養護施設等退所者への支援「身元保証人確保対策事業」事業概要の修正	・ 児童養護施設等に入所中又は退所した児童等の社会的自立を促進するため、就職・ 進学 やアパート等を借りる際の身元保証人及び連帯保証人を確保します。
72 (69)	(2) 施設退所者等の自立を支援します ア 児童養護施設等退所者への支援「児童養護施設等退所児童自立生活支援事業」事業名、事業概要の修正	・ 児童養護施設等 施設 退所児童自立生活支援事業 児童養護施設等退所者に対して、訪問等による支援を行い、退所者が貧困に陥ることのないよう適切な支援や関係機関等との連携を行うとともに、退所者を取り巻く環境や本人が抱える問題や課題等について実態を調査します 把握し、入所中から退所後まで一貫した自立支援を行います。
72 (-)	(2) 施設退所者等の自立を支援します ア 児童養護施設等退所者への支援 事業の追加	・ 社会的養護継続支援事業(こども青少年局) 施設等の措置解除後も特に支援の必要性が高い者について、原則 22 歳の年度末まで施設等において居住の場を確保し、居住費、生活費等を支給します。
72 (-)	(2) 施設退所者等の自立を支援します ア 児童養護施設等退所者への支援 事業の追加	・ 就学者自立生活支援事業(こども青少年局) 社会的自立の促進のため、大学等に就学中の自立援助ホーム入居者について、20 歳到達後原則 22 歳の年度末までの間、生活費、就職支度費等を支給します。
73 (69)	(3) 仕事と子育ての両立を支援します ア 保育サービス等の充実「保育人材の確保対策」事業概要の修正	・ 保育士有資格者が円滑に保育現場に就職できるような支援を行うことにより、有資格者の保育施設への就業を促し、 保育士等の円滑な就職支援や保育士の負担を軽減する取組を行うことにより、保育士等の保育施設への就業促進や保育士の離職防止を図り、待機児童解消のために必要な保育人材を確保します。
74 (-)	(4) 子育て世帯を経済的に支援します ア 子育てに係る経済的負担の軽減 事業の追加	・ 若年ひとり親の新たな家庭生活サポート事業(こども青少年局) ひとり親が結婚する場合、すべてのひとり親家庭支援施策の対象外となることから、経済的基盤の弱い若年層に対し、サポーターがアウトリーチすることにより、個々の状況に応じた行政サービスの情報提供や相談支援を行うとともに、経済的支援を実施します。

ページ欄の、(数字)は素案の掲載ページ、(-)は素案には掲載されていないことを表しています。

3 趣旨・内容について、より明確にするため表現等を変更

ページ	修正箇所	修正案等
第2章 計画の基本的な考え方		
3 施策体系		
39 (39)	施策1(1)すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります	・乳幼児期における質の高い教育を保障することは、 通して自己抑制、自尊心などいわゆる非認知能力といったものを身に付けることが 、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、…
43 (43)	施策3(3)社会全体でこどもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します	・地域においては、本市の事業だけではなく、 市内のほぼ全地域で形成されている地域活動協議会をはじめとして 、市民ボランティアや地域団体、NPOなど様々な活動主体により、…
第3章 主な取組み		
施策1		
47 (46)	(1)すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります イ 幼児教育の質の向上「就学前教育カリキュラムの普及・啓発」事業概要の修正	・ 今後、小学校との組織的な連携を深めることにより、幼児教育 就学前教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、就学前教育 における取組みの充実を図ります。
施策2		
58 (56)	(1)子育て家庭における養育や教育を支援します エ 食育の推進「食に関する相談や指導の推進」事業概要の修正	・ 各区保健福祉センターにおいて 、母子管理の一環として妊娠中から出産、離乳食の開始時期以降に至るまで一貫した支援が図られるよう、食生活相談日や健康診査等において栄養相談や指導を行います。
58 (56)	(1)子育て家庭における養育や教育を支援します エ 食育の推進「食に関する情報や学習機会の提供」事業概要の修正	・ 各区保健福祉センターにおいて 、出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦、子育て家庭、こどもを対象とした食に関する情報や学習機会の提供を行います。
58 (56)	(1)子育て家庭における養育や教育を支援します エ 食育の推進「食育推進ネットワークづくり事業」事業名、事業概要、担当の修正	・食育推進ネットワークづくり 事業の強化(阿倍野区役所各区役所) 不規則な食事や栄養バランスの偏りなどの問題を解消するために保育所や幼稚園、小学校 等 をつなぐ場としての 食育推進 ネットワークを確立・強化し、 情報発信を中心とした 地域に密着した食育の推進を図ります。

ページ	修正箇所	修正案等
施策3		
65 (62)	(1)子どもや青少年、保護者のつながりを支援します ア 地域におけるつながりづくり「地域活動協議会への支援」事業概要、担当の修正	・地域活動協議会が行っている公益性の高い地域活動に対して支援します。また、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、小地域における様々な地域課題に取り組めるよう、まちづくりセンターなどの中間支援組織をはじめとした多様な支援ツールを有効に活用し、自立自律的な地域運営の仕組みづくりを支援します。 ・地域活動協議会への支援(各区役所、市民局)
施策4		
71 (68)	(1)就業を支援します ウ 若者や子育て世帯等への支援「若者・女性の就労等トータルサポート事業」事業概要の修正	・就職に向けた支援が必要な人を対象に、市内5か所で「しごと情報ひろば」等の就労相談窓口の設置や、一部の区役所で出張相談を実施することにより、就労阻害要因の克服や就労に関する意識・意欲の助長を図り、求職者を就職に結びつけます。また、若者・女性の働く意識、モチベーションを高め就職に結びつけることを目的に、<u>に対して、若者・女性の採用・人材育成に積極的に取り組む企業とのマッチング機会等を提供するなど</u>若者・女性への就労支援事業を実施します。
72 (68)	(2)施設退所者等の自立を支援します ア 児童養護施設等退所者への支援「児童自立生活援助事業」事業概要の修正	・児童養護施設等をの退所し、児童、又は自立のための援助や生活指導等が必要と認められた児童に対し、就労への取り組み及び職場の対人関係についての援助・指導を行い、児童の社会的自立を支援します。

4 ほかの計画・指針との整合性

ページ	修正箇所	修正案等
第2章 計画の基本的な考え方		
3 施策体系		
39 (39)	施策1(1)すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります	・保護者や保育者、指導者などの大人から、不安やおそれに対して安心感を与えられた経験を積み重ねることで、

5 語句等の修正

ページ	修正箇所	修正案等
第1章 計画の策定にあたって		
1 はじめに		
3 (3)	「相対的貧困・相対的貧困率」とは	・世帯人数の差を調整した一人当たりの所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割ったもの)を計算して、世帯に属する各人の所得(等価可処分所得といいます。)とします。

ページ欄の、(数字)は素案の掲載ページ、(-)は素案には掲載されていないことを表しています。

ページ	修正箇所	修正案等
第3章 主な取り組み		
施策1		
49 (48)	(1)一人一人の状況に応じた学力向上の取り組みを推進します エ 学習環境の充実 「帰国・来日等こどものコミュニケーションサポート事業」 事業名の修正	・ 帰国・来日等こどものコミュニケーションサポート事業 児童生徒の支援
施策2		
56 (54)	(1)子育て家庭における養育や教育を支援します ア 子育て支援の充実 「子育て支援情報の発信や子育てイベント、講座等の開催」 事業概要の修正	・ 子育てに役立つ情報誌やマップ等を作成するなど情報発信に取り組むほか、保護者支援者が交流する機会ともなるイベントや子育て支援に関する講座を 開催 するなど、各区の実情に応じた取り組みを推進しています。
施策3		
65 (63)	(1)こどもや青少年、保護者のつながりを支援します イ 家庭・学校・地域の連携によるつながりづくり 「小学校区教育協議会 - はぐくみねっと - 事業」 事業名、担当の修正	・ 「小学校区教育協議会 - はぐくみねっと - 」事業 (各区役所教育委員会事務局)
68 (65)	(3)社会全体でこどもや青少年、保護者を支援する取り組みを推進します 「市民活動団体への助成による支援」 事業概要の修正	・ 市民活動を応援する市民、企業などからの寄付 寄附 金を活用し、NPO等の市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して、有識者による選定会議を経て、助成金を交付します。
施策4		
70 (67)	(1)就業を支援します ア ひとり親家庭への支援 「ひとり親家庭自立支援給付金事業」 事業概要の修正	・ ひとり親家庭の親に対し、職業能力の開発のための講座の受講経費の一部を補助します。また、資格取得を目的とする養成機関を受講で 修業 する場合、生活費として給付金を支給します。
71 (68)	(1)就業を支援します ウ 若者や子育て世帯等への支援 「ママの就労支援事業」 事業概要の修正	・ 妊娠中や子育て中の 保護者女性 を対象に、仕事と生活の調和のとれた人生設計ができるよう就職準備セミナー、育休復帰セミナー、就職活動サポートセミナーなどの講座を実施します。
74 (71)	(4)子育て世帯を経済的に支援します ア 子育てに係る経済的負担の軽減 「保育料(幼稚園・保育所等)の負担の軽減」 事業概要の修正	・ 保育料は、 こども 子ども ・子育て支援法の規定に基づき、市町村民税の所得割に応じた額を設定することとなりますが、本市では、子育て家庭の負担軽減を図るため、独自に財源を拠出し、国の定める保育料徴収基準額よりも軽減し保育料を設定します。